|  |  |
| --- | --- |
| 収入印紙ちよう付欄 | 工事請負仮契約書 |
| 　 | 契約第　　　　　号 |
| 　 |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 工期 | 議決の日から　　　　　　年　　月　　日まで　 |
| 請負代金額 | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| うち消費税額及び地方消費税額に相当する金額　 | 百万 | 千 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前金払の可否 | □　可(前金払40％以内，中間前金払20％以内)　□　否 |
| 部分払の可否 | □　可(1会計年度につき　　　回以内)　　　　 □　否 |
| 契約履行の保証区分 | □　第4条第1項第　号に規定する金銭的保証□　第5条第1項に規定する役務的保証□　免除 |
| 建設リサイクル法 | □　該当する(費用等別紙のとおり)□　該当しない |

　この契約は，仮契約とし，藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年藤沢市条例第46号)第2条の規定に基づき，発注者がこの契約について藤沢市議会の議決を経たときに本契約となるものとする。ただし，受注者(共同企業体の場合にあつては，その構成員を含む。)がこの契約の締結の日からこの契約が本契約となる時までに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4若しくは第167条の11の規定による競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合又は藤沢市指名停止等の措置要領の規定による指名停止処分を受けた場合(指定停止の措置要件が軽微な工事事故によるもので市長が認めた場合を除く。)には，この契約は解除し，本契約を締結しないものとする。この場合において，発注者に損害を生じた場合においては，受注者がこれを賠償するものとし，受注者に損害が生じた場合においては，受注者は，発注者に損害賠償を請求することができないものとする。

　上記の工事について，発注者と受注者とは，各々対等な立場における合意に基づいて，次の条項によつて公正な請負契約を締結し，信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

　また，受注者が共同企業体を結成している場合には，受注者は，別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

　この契約の締結を証するため，本書2通を作成し，発注者及び受注者が記名押印の上，各自その1通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

発注者　藤沢市朝日町１番地の１

藤沢市

藤沢市長　鈴木　恒夫　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者

　　 　　印